

# 『いじめ防止対策基本方針』

令和8年3月

【1】東京都板橋区立高島幼稚園

# 1 基本方針の理念

本園では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成26年10月1日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定し、取り組む。

- (1) いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- (3) いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、学校・地域住民・家庭・その他の関係機関との連携の下、いじめの早期対応と早期解決に取り組む。

## 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。幼稚園は除く）であって、当該行為の対象となった子どもが心身に苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの防止に向けた方針

- いじめ防止に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめ及びいじめの芽を認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組む。
- 「いじめ及びいじめの芽」につながる可能性があるすべての事例に対しては、教職員が適切に指導できるように組織的に対応する。  
また、本園のすべての幼児にとって、幼稚園が生活や遊びを通して、安全・安心で、自己発揮と自己抑制の調和のとれた発達を促し、自己肯定感のもてる場所であることが重要である。そのためにも、教職員が情報を共有し、いじめ防止に取り組むとともに、関係諸機関や教育委員会、保護者・地域等との連携を強化し、幼児一人ひとりに対して協力して支援する体制を確立し、「いじめの芽を作らない、出さない幼稚園」を目指す。
- 「互いの良さを受け入れ合い、認め合える幼児の育成を目指し、一人ひとりを大切に作る園」を目指し、幼児の発達段階に応じて、いじめを防止する取組を実践する。

### 3 いじめ防止等の対策の内容

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

本園は、教職員等によって構成される「いじめ防止等対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を組織する。

構成メンバーは、園長・副園長・学年主任・特別支援アドバイザー・他関係者とし、いじめ防止基本方針に基づき取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ及びいじめの芽とみられる行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営連絡協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携した取組を行う。

#### (2) 具体的な取組

##### ① いじめの未然防止について

###### ア 人権教育の充実を図る

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する教育を通じて、いじめ等の生活指導上の諸問題の未然防止に努める。

人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない指導と、「いじめ」を見て見ないふりをしないという認識を徹底させる指導を繰り返し行う。

###### イ 互いのよさを受け入れ合い認め合える学級経営を進める

互いの違いを認め合い、「よいところ、がんばっているところ」を認め励まし合う学級集団の形成、雰囲気づくりを進める。一人ひとりの存在を認め合い、幼児同士の心のつながりを強くしていく学級経営を大切にする。

###### ウ 心の教育の推進を図る

自分の思い通りにならない不満を周囲に吐き出すことや、自分とは「異質と思われる者」「弱い立場の者」に対して攻撃的な態度や排斥する態度をとるなどの姿は、対人スキルが未熟な幼児期にはよく見られる姿である。このような時には、幼児の内面を理解し、気持ちを受け止めながらも、人に対して言うてはいけないことがあることを押さえた指導を徹底していくことで、いじめの心理を見逃さず、他者に対する思いやりの心や規範意識の芽生えを培う指導を行っていく。

###### エ 協同的な学びを大切に活動を進める

学級の中で、二人組から始め、3、4人のグループで話し合う、協力する、互いの思いの違いを知る、受け止めるなど、互恵的な相互関係をもとに、協同的な学びを実践することを通じて、個人の責任をもつことや社会的スキルの基礎を身に付けられるようにする。

###### オ 実体験の充実を図る

植物の栽培、小動物との触れ合いなど、自然体験等の様々な実体験を通して、命の大切さを伝え、幼児の社会性や豊かな人間性を育む。

###### カ 保幼小接続・小中一貫教育を推進する

小学校へと学びをつなぐことで円滑な接続を図り、安心して学校生活を送れるように、保育園・幼稚園・小学校・中学校で連携した教育を実施する。

##### ② いじめの早期発見について

###### ア 幼児一人一人の見守りを行う

一斉活動、好きな遊び、昼食等、幼児の様々な活動の中での言動や表情を注意して見守り、「いじめているサイン」「いじめられているサイン」を見逃さないようにする。

#### イ 巡回指導講師の活用

担任以外の立場で、幼児の保育を見守り、担任からは見えない場面の観察や幼児理解を行い、いじめの芽の発見・摘み取りに役立てる。

### ③ いじめへの早期対応について

#### ア 被害幼児を最優先

いじめを受けたと思われる子どもや、いじめと捉えてそのことを知らせてきた子どもの心の安定を確保することを最優先に考え、見守る体制を速やかに整備する。

#### イ 迅速な調査（学校調査委員会）

「学校対策委員会」を中心に「学校調査委員会」を設置し、早急に全容を解明するため、「いつから、何を、誰に、どの程度」等を本人や周りの幼児から聴き取り、確認する。いじめやいじめの芽となる行為の事実、及び幼稚園の対応について、いじめに関わった子どもの保護者に報告し、いじめ及びいじめの芽の根絶に向けて協力を要請する。

#### ウ 加害幼児への措置

加害幼児の「してはならないこと」を明確化するために、園長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場を設定する。

### ④ 相談体制について

#### ア 管理職への報告

少しでも気になる幼児の様子はすぐに管理職に報告する。

#### イ 個々のケースについての情報共有と指導

学校対策委員会で、ケースごとの具体的手立てを協議し、全教職員で共通した指導を実施する。

### ⑤ 園内におけるいじめ防止研修の実施について

#### ア 人権研修の実施

いじめの芽を出さない、一人ひとりの幼児を大切にされた保育の実践を目指し、教師の人権感覚を豊かにするための人権研修を、園内におけるいじめ防止研修と位置づけて実施する。

### ⑥ 保護者との連携・意識啓発

#### ア 情報提供による協力体制の構築

保護者会、園だより、ホームページ等で、学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知したり、いじめに関する情報を折に触れて伝えたりして、共にいじめのない子ども集団の育成を進めていくという協力体制を作っていく。

#### イ 保護者や地域の声を収集し、活かす

いじめの実態把握、早期発見のため、学級懇談会や個人面談での意見交換、幼児にかかわる情報等の収集を行い、連携及び協力体制を強めていく。

### ⑦ 関係機関との連携

いじめやそれに準じる行為をしたと思われる幼児について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を、対策委員会が関係機関等と連携して講じる。

⑧ いじめ防止等に係る年間指導計画

基本方針・・・「互いの良さを受け入れ合い、認め合える幼児の育成」

(全)・・・全学年 (3)・・・3歳児 (4)・・・4歳児 (5)・・・5歳児

月	幼児の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・新入園児を迎える ※登園時、年長児が年少児の手をつないで部屋まで連れていき、世話をする。	・基本方針確認	・保護者会 ・学級懇談会 ・PTA総会
5	・協同的な活動(5) ※『年長児のこいのぼり作り』相談、協力、分担などの協同的な学びを培う。	・教員自己申告	・おうちの人と遊ぼう
6	・日曜参観での親子の触れ合い ・夏まつり	・園長講話 ・学びのエリア研修①	・日曜参観 ※保護者に幼稚園の教育方針を知らせる。 人間形成の基礎である幼児期の教育の重要性を周知する。 ・学校運営連絡協議会①
7	・学年交流(盆踊り)	・学びのエリア研修②	・個人面談 ・保護者会
8		・服務事故防止月間園内研修会	
9	・学年交流(運動会に向けて) ・職場体験(高島第二中学校)		・保護者会
10	・運動会 ・バス遠足(4, 5)	・学びのエリア研修③ ・教員自己申告	・保育参加・参観(運動会)
11	・幼稚園公開(全) ※遠足の経験等を、ごっこ遊びや製作など、共同的な遊びにつなげ、年少児・年中児や保護者との交流を行う。 ・高二小との交流(5) (展覧会・音楽会・学芸会の鑑賞)		
12		・学びのエリア研修④	・個人面談 ・学級懇談会(5) ・保護者会 ・学校運営連絡協議会②
1	・おじいちゃん、おばあちゃんと遊ぼう(全)	・教員自己評価	・保護者会
2	・こども会 ・学校見学、交流給食(5) ・お世話になった方への花届け(5) ※お世話になった地域の方に、感謝する気持ちで植えた花を届ける。	・保育参観(こども会)	・学校運営連絡協議会③
3	・お別れ会(全) ※お世話になった年長児に感謝する。	・基本方針の改善	・学級懇談会
通年	・保育参加・参観 (誕生会の日、希望する日等)	・健康観察 ・子育て相談協議会 ・特別支援アドバイザー協議会 ・服務事故防止研修	・人権教育 ・実体験活動 ・交流活動 ・読み聞かせ ・職場体験 ・保育ボランティア

※通年の活動の中で、基本方針を常に意識し、「幼児の心を育てる」教育を推進する。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

幼稚園では、下記①②が幼児期の子どもなどのような場合に当てはまるかを考えて、‘重大事態’を捉える必要がある。

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- |   |
|---|
| ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき       |
| ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき |

なお、①に示す「生命、心身、又は財産に重大な被害」については次のような場面を想定し、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合  | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合  |

②に示す「相当の期間」については、不登校を理由として欠席が、年間累計13日を超えた時点を目安とする。ただし、児童・生徒が不登校を理由として5日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 重大事態等への対処及び報告

幼児という発達段階で、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに板橋区教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を区長に報告する。

### (3) 重大事態の調査及び調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は、調査結果を区長に報告する。

## 5 取組に関する点検と改善の方策

### (1) 学校評価の中で

○年度末保護者アンケート中にある「お子さんは喜んで幼稚園に通っている」「幼稚園は人と関わる経験を大切にしている」「教職員は一人ひとりを大切にしている」等の項目から、幼児一人一人をよく観察し、いじめの芽を見逃さない教職員の意識や行動について評価する。

### (2) 基本方針の改善の方策

○幼児の実態、保護者の意識より、本園として重視することを把握し、次年度の取組の方針、重点内容を決定する。

## いじめ防止対策推進法（概要）

### 総 則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 二 いじめの防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 四 重大事態への対処

1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

### 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）